

広島県告示第九百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和二年一月九日までの間、縦覧に供する。

令和元年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四八七号	呉市首戸町先奥二丁目八六〇五番一三地先から 呉市首戸町先奥三丁目八八九二番七地先まで	令和元年十二月二十六日